

食と農の協働ロードマップ(案)

～食と農の理解促進に関する県民ネットワークづくり～

[はじめに]

本ロードマップは、愛知県農林水産部と、食と農に関する活動を展開するNPO等の県民活動組織とが、「食と緑が支える豊かなあいち」の実現を目指して、様々な分野での協働連携を今後推進していくための方向性を示すものとして作成したものである。

[目次]

- ◎ 協議・検討のねらい
 - I テーマ
 - II ロードマップ策定の背景 ～食と緑の基本計画と協働連携の必要性～
 - III 食と農の理解促進に関する現状と問題点
 - IV 協働連携を進める上での問題点と課題
 - V 協働連携に向けた具体的方策
 - 方策 その①：食と農に関わるNPOの情報整理と活用の促進
 - 方策 その②：食と農の協働連携に関する意見交換の場づくり
- VI 食と農の理解促進の取組に関する提言
- VII 参 考

◎協議・検討のねらい

(1) 本事業の位置づけ

- 愛知県では、平成 16 年 5 月、全国に先駆け、「あいち協働ルールブック 2004」を作成した。
- これを踏まえて、**新しい政策の指針**（平成 18 年 3 月）及び**知事マニフェスト**（同年 12 月）では、公共サービスを担う多様な主体間の協働を拡充していく手順を示す「協働ロードマップ」の策定が掲げられた。
- ロードマップの策定に向けて、平成 20 年度には、学識者、NPO 関係者及び行政担当者を構成員とする「協働ロードマップ検討会議」が設置され、ロードマップの意義や策定方法を定めた「協働ロードマップ策定手順書」が作成された。
- この手順書の普及を図るとともに、特定課題ごとのロードマップづくりを促進するため、平成 21 年度にロードマップ策定に係るモデル事業を実施することとなった。本事業はその 1 つとして検討を重ねたものである。

《平成 21 年度協働ロードマップ策定モデル事業のテーマ名》

- 知多半島における生態系ネットワーク形成について（環境部）
- 要介護状態にない高齢者が利用できる地域の交流の場づくりについて（健康福祉部）
- 食と農の理解促進に関する県民ネットワークづくり（農林水産部）

その他詳細は、別添「『協働ロードマップ』の位置づけについて」を参照

(2) 協議・検討の進め方

○ 検討会の開催

協働ロードマップを作成するため、合計 4 回の検討会を開催した。

第 1 回 平成 21 年 9 月 1 日

協働ロードマップの位置づけ、役割について認識を共有

第 2 回 平成 21 年 10 月 9 日

食と農の現状に関する現状と問題点の洗い出し、相互理解

第 3 回 平成 22 年 2 月 2 日

協働連携を進める上での問題点と課題の検討、具体的方策のアイデア出し

第 4 回 平成 22 年 2 月 22 日

具体的方策の実現に向けた検討

○ 検討会構成メンバー

行政（県、市町）及び NPO 関係者 18 名（構成員名簿は別紙参照）

I テーマ

食と農の理解促進に関する県民ネットワークづくり

II ロードマップ策定の背景 ～食と緑の基本計画と協働連携の必要性～

本県では、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」（平成 16 年 条例第 3 号）に基づき、生活者としての県民の自主的な行動及び生産者等の主体的な取組の指針である「食と緑の基本計画」を平成 17 年 2 月に策定し、様々な取組を進めている。

「食と緑の基本計画」には、県が果たすべき役割として、都市と農山漁村の交流等の推進、県民等の自発的な活動の促進等が掲げられている。

一方で“生活者としての県民”に期待される取組についても 6 項目を掲げ、これらを県や生産者と協働・連携して進めていくこととしている。

【生活者としての県民に期待される取組】

- 1 毎日の食生活を見直し、農林水産業に関心を持ちましょう
- 2 地域の農林水産物に根ざした食文化を守りましょう
- 3 森林や農地などが果たしている役割を知りましょう
- 4 農林水産業の体験・交流活動に積極的に参加しましょう
- 5 農林水産業を応援しましょう
- 6 環境にやさしい生活をしましょう

「食と緑の基本計画」に掲げた目標を達成するため、本県では“県が主体的に実施する施策”と“多様な主体との協働連携による取組”を組み合わせることで推進することとしている。

【協働連携により取組むテーマ（イメージ）】

- A 交流・食育・体験活動
⇒ 観光資源を活用したふれあいの場づくり、食育・体験活動の展開
- B 食の安全確保
⇒ 安全な農林水産物の生産、食の安全についての正しい行動と理解
- C 地産地消
⇒ 地産、地消
- D 人づくり
⇒ （農林水産業の）担い手の育成、新規就業者・ボランティアの確保

E 森林、農地、海及び川の保全

⇒農地の保全、森林の整備・保全、海・川の保全

ここでいう“多様な主体”とは、生活者としての県民一人ひとりのレベルから、生産者や消費者の組織、NPOまで様々である。

農林水産業が有する食料等の安定供給や多面的機能は、県民全体が直接的・間接的にその恩恵を受けている。このため、それらの機能を支え、健全に発達させていくための活動にも県民全体で参加し、取組の「絆」を広げていくことが重要である。

これらのテーマに関する課題を解決するためには、従来の行政や関係団体の取組だけではなく、農林水産業に関する様々な分野で活動するNPO等が、農林水産業の有する価値や意義を共有した上で、それぞれの強みを活かしながら相互に連携し、活動を展開していく必要があると考えられる。

(構成員意見：Ⅶ 参考① 参照)

しかし、本県の農林水産分野におけるNPOと行政の協働連携による取組は、まだまだ事例が少ない(平成21年度：12事業)のが現状である。

そこで、本ロードマップは、協働連携を進めていく上での“課題と問題点”を、NPO側と行政側の双方から検討するとともに、協働連携へ向けた取組の提言・具体的方策を示し、「食と緑が支える豊かなあいち」の実現を目指して、様々な分野での協働連携を推進していくための方向性を示すものとして作成した。

Ⅲ 食と農の理解促進に関する現状と問題点

本県は、農業産出額で全国第6位(平成20年実績)と、有数の農業県ではあるものの、農地面積の減少や耕作放棄地の増加には歯止めがかからず、農業者の高齢化等による担い手不足は今後ますます深刻となることが懸念される。

また、社会情勢や食生活の変化により、栄養バランスの崩れや肥満の増加、食べ残しや食品の廃棄が増加するなど、食に関する様々な問題が懸念されている。

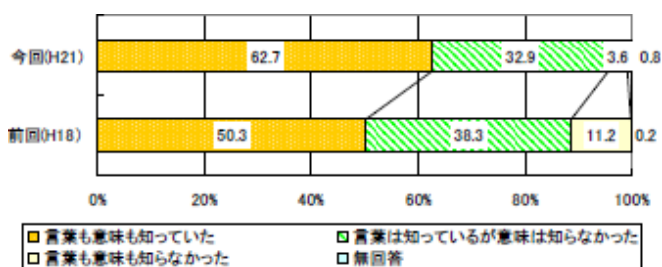


図1 食育に対する認知度

あなたは「食育」という言葉や、その意味を知っていましたか。
(H21 消費生活モニターアンケート)

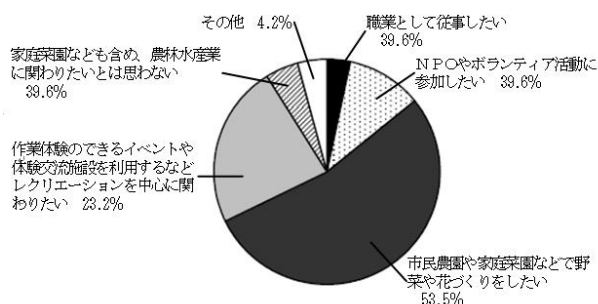


図2 農林水産業への関わり

あなたは今後、農林水産業へ関わるとしたら、どの程度関わっていききたいですか。
(H21 県政モニターアンケート)

メディア等により、食と農に関する様々な情報が豊富に提供されている現在、例えば、食育に対する認知度は順調に高まっていたり、農業体験への参加や市民農園の利用に対する県民の欲求は高くなっていたりするが(図1、2)、農業や望ましい食生活の重要性を理解しながらも、様々な理由により、地域の農業を守るために実際に行動したり、望ましい食生活を実践したりするなどの行動に結びついていない(実践が伴わない)ケースも見られる(図3)。

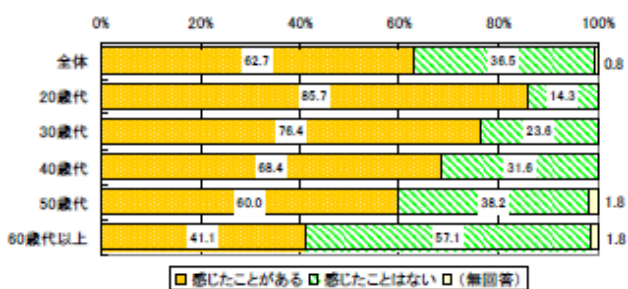


図3 食生活の乱れ

あなた自身の食事について、栄養の偏り、不規則な食事時間といった食生活の乱れを感じたことがありますか。
(H21 消費生活モニターアンケート)

また、グルメやブランド農産物など、“食”に関する情報は氾濫しているものの、“食と農業の関係”や、“農業が有する多面的な機能”を意識しながら取り組む段階に至っている事例はまだ少ない。

現在の我が国は、「消費」と「生産」が切り離されており、ほとんどの県民は、“食や農(体験)の向こうにある「農業」まで見通す”ことができず、理解が進みにくい状況にあるといえる。

(構成員意見：Ⅶ 参考② 参照)

IV 協働連携を進める上での問題点と課題

農林水産行政の分野において、協働連携が進まない（活発に行われない）理由を“課題と問題点”として整理した。

（構成員意見：VII 参考③ 参照）

○ 協働連携に対する認識（意識）

行政側は、職員一人ひとりの協働連携に対する認識がまだまだ不足している。愛知県の政策指針には「新しい公共」であるNPOとの連携を進める旨の方針が掲げられてはいるものの、具体的に協働連携を進めるにあたっては何をどうするのか、手探り状態となってしまう、行動ができないという状況に陥りがちである。

一方、多くのNPOにとって、行政は近づきがたい存在であり、積極的な働きかけができていない状況にある。「こんなことがやりたい」と相談を投げかけるくらいのスタンスが必要となってくる。

○ 相互の活動に対する情報の把握

近年の国の施策に見られるような、国民（県民）を直接相手にして事業を実施する“直接採択型”の取組が県にはまだまだ少ない。NPOも、日常的な活動の中で相談相手とする行政組織は、市町村であることが多いため、“待ちの体制”でいると、県はNPOの活動情報に疎くなる危険性がある。したがって、県民の活動について積極的に把握する姿勢を持つ必要がある。

NPO側としても、現場の課題を円滑にクリアしていくために、行政が有する情報やネットワークを活用することを考える必要がある。国や県を問わず、施策や事業に関する情報を、県を利用して入手しようとする姿勢を持つことが大切である。一方、県も、NPOに対して開かれた体制づくり（情報の提供、親身になった相談）をすることが重要である。

○ 農業分野特有の体質

農業の分野では、農地の確保や地域との連携の関係で、異なる分野のプレイヤーが新たな取組を開始する際などに、受け入れられ難い雰囲気がある。

近頃では、例えば耕作放棄地の増加や担い手不足といった問題を、農業関連の取組のみで解決するのが難しく、異なる分野のプレイヤーが関与することでより良い解決への方策が見つかる、といった事例が少なくない。

このような農業分野特有の体質を克服するためには、NPOと行政とが十分に話し合い、お互いの目的や立場を理解した上で、“双方の歩みより”を引き出

せるような関係になることが求められる。

また、職員の異動がある行政の組織を考慮し、行政側の職員個人と特定のNPOのつながりによる協働連携ではなく、“組織対組織”として良好な関係を築いていけるような仕組みが必要である。

○ NPOの数の不足

本県において、食や農業に関連する取組を行っているNPOはまだまだ少ないことも協働連携の数が伸びない一因といえる。

現在は、それぞれのNPOが試行錯誤の中で“取組方”を模索している段階である。新たにNPO的活動を開始しようとする者にとっては、どのように立ち上げるのか、が体系的に明確ではなく（参考事例が少なく）、行政がこうした問題についてサポートしていくことが必要である。

また、行政が地域の小さな取組の芽を見つけ、（NPO的活動へ）育てていくことも必要である。

V 協働連携へ向けた具体的方策

協働連携を進める上での問題点と課題を踏まえ、今後、協働連携による取組を活性化していくために、次の2つの具体的な方策の実施に向け、NPOと行政が協力して取り組んでいくこととする。

具体的方策 その①

食と農に関わるNPOの情報整理と活用の促進

方策案①：食と農に関連する活動を行っているNPOの情報の整理

食と農の理解促進に関する事柄のうち、協働連携により施策の推進を図る必要があると認められる分野について、関係する活動を行っているNPOの情報を行政とNPOが協力してデータベース化し、定期的な更新を図る。

また、作成したデータベースは行政組織内のみならず、JAや土地改良区、農業者組織等へ広く発信する。

こうすることにより、行政はNPOの実態把握が円滑に行えるようになり、また、NPOは類似の活動を行っている組織の情報を得ることができるようになる。

方策案②：食と農の協働連携サポートデスクの設置

県（地方機関を含む）に、協働連携に関するワンストップのサポートデスクを設置してNPOからの相談や情報の提供を受け付ける窓口として活用し、N

P O側から行政への働きかけがスムーズに行われる体制づくりを進める。

方策案③：行政のネットワークを活かしたN P Oの活動情報の広域発信

N P Oの先進的な取組を他へ波及させるためには、活動情報を広く発信することが重要である。N P O間の情報の受発信はN P O交流プラザ等における既存の取組を活用することができるが、これに加えて、行政が持つ関係団体等とのネットワークを活かし、N P Oから寄せられた事業実施や研修会の開催案内等の情報を、関係各層へ広く発信する。

具体的方策 その②

食と農の協働連携に関する意見交換の場づくり

方策案①：テーマ別の協働連携ワーキンググループの設置

協働連携により推進する必要がある事柄をテーマ化し、関係するN P Oや行政機関が参加するワーキンググループを設置する。具体的なテーマを決めることで、協働連携による事業の方向性や具体的な企画立案を集中的に行い、施策や活動の方向性の確立に寄与できるような検討会とする。

方策案②：N P Oと行政との定期的な意見交換会の開催

協働連携に対する意識を高く保つため、方策案①の特定テーマ別ワーキンググループの検討結果等を紹介しながら、幅広い関係者を参集して意見交換会を開催する。この意見交換会を、N P Oは施策や事業に関する情報を得ることができる、また、行政は地域のニーズや新たな施策のアイデア、協働のパートナーに関する情報を得ることができるプラットフォームとして機能させる。

なお、開催の主体は問わないものとする。

方策案③：出会いの場の設定による新たなN P Oの育成

食と農に関する活動を展開するN P Oと、食と農に興味を有する県民の「出会いの場」を設定する。「出会いの場」では、取組事例の発表や情報交換、N P O活動を実施する上でのアドバイスやノウハウの伝授等を通じて、N P Oと県民が交流を深めることで、新たなN P Oの育成を図っていく。

Ⅵ 食と農の理解促進に向けた取組に関する提言

ロードマップ策定に係る検討会において、構成員から様々な提言がなされた。ここでは、その中で食と農の理解促進の取組の“方向性”に関するものを記載する。

- 食と農に関する事柄は、多岐にわたっており、かつ、奥が深い。様々な関わり方や生産者と消費者との仲介ができるような人材、“食と農のプロモーター”と呼べる存在を育成・確保していく必要がある。
- ある目的に向けた取組を、複数のNPOが協力して、また、行政側も複数の部局が連携して対応することで、より良い結果が得られるケースがある。NPOと行政の協働連携の活性化だけでなく、NPO間や行政組織内での部局連携も、益々活発にしていく必要がある。
- 理解促進のための活動を主体的に誰が担うのかをケースバイケースで明確化する必要がある。生産者等によるボランティア的な取組には限界がある。活動が“業”として成り立つ仕組みづくりや運営手法を確立すべきである。
- 県民への啓発活動は、イベントのような単発的な取組だけにとどまらず、県内各地で継続的に実施する地道な活動が重要である。そのため、行政は地域の小さな取組に対しても積極的に対応するなど、協働連携を図る姿勢を持つことが必要である。
- NPO活動を増やすためには、既存のNPOの取組を介して県民に行動を呼びかけ、活動を波及させていく方法が効率的である。NPOを活用して取組の輪を広げることを考えてみてはどうか。
- NPOと行政の関わりについて、将来的には、①現場の実態に即したNPOの活動を行政が参考にして施策に反映し、②行政の方針をNPOが受けて現場で実践する、といった双方向の関わりができる方が良いのではないか。

Ⅶ 参 考 ～検討会での主な構成員意見～

本ロードマップの作成にあたり開催した検討会（４回）で、構成員から出された様々な意見のうち、主要なものについてまとめた。

① 食と農の理解促進に関するNPOと行政の役割分担

《NPO（民間）が主導で実施することが望ましい取組の例》

- ・ 生きがい農業の実践手法や県民に受け入れられやすい食農教育のメニューづくり。
- ・ ベランダ農園のススメや田んぼの生きもの調査等、取組内容とその意義が分かりやすい活動の提案。
- ・ 都市近郊の農地を活用した（継続できる取組としての）農業体験ビジネスの育成。

《行政が主導で実施することが望ましい取組の例》

- ・ 食と農（業）に関する情報（農家の声、農産物情報）が身近に、手軽に入手できる環境づくり。
- ・ 食農活動に理解を持つ余裕や、協力してくれるだけの体力を持った“力のある農業経営体”の育成。
- ・ 農業への就業希望者がスムーズに参入できる仕組みづくり。
- ・ 農業を守ることが国益につながることを県民に理解させる取組。

《協働連携して実施することが望ましい取組の例》

- ・ 県民に何を伝え、理解してもらうべきかの整理。
- ・ 小中学校などの教育機関での食農教育の実施。
- ・ “県内 100 箇所”などの目標を設定して取り組む農業体験の場の開設と運営。
- ・ 食料の安定供給のみならず、県土保全、景観保全などの多面的機能を有する農地や農業用水路などの資源の保全と質的向上を図る効果の高い取組や環境保全に向けた先進的な農業の取組の実施。

② 食と農の理解促進に関する現状と課題

《理解促進が進んでいる（と感じる）事例》

- ・ 朝市や直売所が盛況であることは、（販売物が安価である等の理由はあるにしても）地産地消に対する理解が進んでいるからではないか。
- ・ 量販店等で「地元産」などと掲げて販売することや、食の安全・安心に関連して消費者が産地情報（生産履歴等）を望む姿勢は、食に関する理解が進んでいるからではないか。
- ・ 小中学校等で食育が盛んに推進されており、栄養教諭等の牽引役のいる学校では特に進んでいる。
- ・ メディア等の報じる情報が食や農に対する意識を改革する糸口の役割を果たしている面もある。

《理解促進が進んでいない（と感じる）事例》

- ・ ダイエットブーム等で極端な行動に出る消費者がいることは、食への理解が進んでいないからではないか。
- ・ 「農薬＝悪」とする認識が未だに消費者の間に根強いのは、農業に対する正しい理解が進んでいないからではないか。
- ・ 景気の悪化等をきっかけに、農業に就業しようとする人があるのは、職業としての農業に対する理解が十分ではないからではないか。
- ・ 食生活の改善の必要性を理解しながらも、手軽なファーストフード等を頻繁に利用するケースは、知識の取得と実践の間に乖離が生じているからではないか。
- ・ メディア等の影響からか、イメージ先行で農が語られやすく、一過性の盛り上がりで継続的な取組につながらない事例が見受けられる。
- ・ 都市部の市民農園が非常に人気であるなど、県民の食と農に関する取組へのニーズに対して、供給側の体制整備が追いついていない。農業体験をビジネスとできるようなノウハウの構築が遅れており、農業者等が県民に対してサービスを提供する手法が確立されていない。

上記の事例を踏まえた問題点や課題の分析

- ・ メディア等の影響で農業に対するイメージが良くなり、様々な取組が始まっている。一方で、重要性をわかってはいるが、様々な理由により行動が伴わない事例も見られる。
- ・ グルメ・美食のような食に関する情報は氾濫しているが、食の向こうにある農や、農（林水産業）が支える多面的な機能を意識できる段階には至っていない。現在は食（消費）と農（生産）が切り離されているため、食と農をリンクさせるような理解促進の取組を進める必要がある。
- ・ 市民農園や食への関心など、個別には色々と進んでいるが、本質的な農の理解にはつながっていない。入口（理解促進のための手法）は色々あってよいが、食や農の理解の先には農“業”への理解促進があることを見据えて取組を行う必要がある。

③ 協働連携を進める上での課題と問題点

《行政側にある課題と問題点》

- ・ 愛知県の政策指針には「新しい公共」であるNPOとの連携を進める旨の方針が掲げられているものの、県職員一人ひとりのレベルではまだまだその認識が弱く、“協働するんだ”という意識を持つ職員が少ない。
- ・ これからの行政は、自らの役割を明確に認識し、協働連携を使いこなしていくことが求められる。NPOと行政、県と市町村の役割分担をよく考えることが大切（何でもかんでも行政でやろうとしてはいけない）。
- ・ 近年では、国が直接採択事業を増やしてきている。非常に分かりやすい行政と国民の協働連携事業である。県の施策にもそういったスキームを多く取り入れてはどうか。

- ・ 行政として、食育の分野はNPOとの連携により施策を進めていく必要があると感じているが、県内にどのような組織があり、どんな活動をしているのかなどの情報の収集の段階で手間取ってしまう。
- ・ 同じ行政でも、市町村と県では組織のサイズや役割の差がある。NPOが地域で活動する際には、基礎自治体である市町村の窓口を訪れて様々な相談をすることが多い。県へNPOが出向くことは相対的に少ないので、その意味でも、県は情報を収集する努力をするべき（市町村は現場の情報を持っているので、市町村を通じて情報を入手する方法も良い）。
- ・ 環境や福祉の問題は、課題として行政が認識しやすく、NPOとの協働連携による取組に発展しやすい。農業についても耕作放棄等の問題があるが、（緊急性は低いと捉えられるのか）課題として取り上げられにくく、NPO側から働きかけても行政や農業委員会が真剣に対応してくれないケースがある。
- ・ 行政はすぐには変わらない体質があり、協働連携が必要との思いが芽生えてもなかなか実現しないという状況がある。様々な事例を積み上げ、経験を重ねながら行政の姿勢を変えていく必要がある（農業が盛んな地域では、農業者と行政が接触する機会が多く、長年の積み重ねで良好な関係を築いているケースが多い）。
- ・ 相手が農家であれ、NPOであれ、協働連携していくためにはお互いを知り“仲良くなる”ことが大切。また、個人対個人の付き合いではなく、組織対組織で良好な関係を築いていくことが大切（職員の人事異動で縁が切れるようなことがないよう、組織として良い関係になることを意識するべき）。
- ・ 行政は排他的にならず、異なる分野のNPOであっても話を聞く姿勢を持つべき。県民のニーズは複雑で、農業問題を農的な手法だけでは上手く解決することができない場合がある。
- ・ 農業の分野は、異なる世界や新参のプレイヤーが入りにくい雰囲気がある。農業の世界にはまだまだ古い体質があるので、受け入れられるには時間と手間をかけて話し合うことが大切。
- ・ 例えば、農業者が県民を招いて体験農業に取り組んでみたいと考えても、どのように取り組めばよいか分らず、結局あきらめてしまうケースがある。農業者と県民をつなぐ存在の育成と、マッチング機能の構築が必要。
- ・ NPO側から見ると、行政は近づきがたい印象がある。NPOは自らの得意分野を活動の中心にするため、ある程度のことまでは支援がなくても行えるが、活動が大きくなっていけば、行政に頼りたい部分が出てくる。行政は、NPOに対して開かれた組織体制を目指し、NPO側も積極的に行政に歩み寄る姿勢が大切になる。
- ・ 行政は財政制度上、翌年度予算の要求を当該年度前半に概ね固めざるをえないため、予算を伴う協働連携事業の実施には1～2年を要し、その間に取り組むべき課題や県民ニーズが変質してしまい、動きが機敏で小回りがきくというNPOの特質が発揮できなくなるおそれがある。このため、各部局において個別の事業目的を限定しない協働連携枠予算を設け、合意形成が整えば数ヶ月以内に事業着手可能となるような仕組みづくりが必要。
- ・ 行政の担当者が数年で異動することは人事制度上やむをえないが、担当者が変わっても

協働連携が円滑に進むよう、サポートデスクにフォローアップ機能を持たせるべき。

- ・ NPO の専属スタッフはまだ少なく、協議や打合せは平日夜間あるいは休祝日に行うこととなるが、県の会議室は夜間及び休祝日の使用が認められていないため、話し合いの場所を設けるのに苦慮している。このため、守衛の常駐する施設については夜間及び休祝日の会議室利用を認めるべき。

《NPO 側にある課題と問題点》

- ・ 現場のニーズに詳しいのは NPO 側であるので、NPO 側から行政へ働きかけ、「こんなことがやりたい」と相談するぐらいのスタンスが必要。
- ・ 行政には様々な支援制度や事業があるが、NPO 側はそれを十分に知らない。行政が用意している制度や事業を十分に活用するためにも、NPO 側は行政に情報の提供を求める（相談をする）姿勢を持たなくてはいけない（同時に行政も情報の提供にマメになって欲しい）。
- ・ NPO は人材の層に偏りがある。得意分野に対しては深い知識と行動力があるが、一方で不得手な分野に対しては疎い部分がある。行政と上手く連携し、苦手分野についても行政の力を借りて、現場の課題をクリアしていけるような活動ができれば良い。現状では、この「不得手な分野」の存在が、行政側から見て NPO は“不安定”で“確実性に欠ける”との評価につながっているように感じ、残念に思うことがある。
- ・ 行政側から NPO を見た際の不安のひとつに、「見解の相違」がある。例えば行政が業者に仕事を発注する場合、業者は行政の言うとおりに仕事をする。しかし NPO は志ある人達の集まり。協働連携の途中で細かな見解の相違があらわになり、連携が途切れるようなことにならないかと（行政は）不安を感じることもある。十分な話し合いと、協働連携して目的を達成するために必要な“双方の歩みより”ができるような関係になれば良い。
- ・ 農業分野の NPO はまだまだその絶対数が少ない。NPO 的活動をどうやって立ち上げればよいのか、体系的に明確になっていない（参考事例が少ない）。それぞれの組織が試行錯誤して取り組んでいる。今後、活動を活発にしていくためにも（NPO の活動組織を育成するための）サポートデスク的存在があると良い。